

## 【競技会開催申請】

### 1. 国内有料競技会

#### 1) 開催申請

関係規定・・・競技会規則 第9条 [開催の申請]

第9条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会(無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ)を開催(主催及び後援)するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 競技会開催の趣旨

(2) 次の諸項目を含む競技会要項

- ① 名称
- ② 主催者とその住所地
- ③ 主管者とその住所地
- ④ 後援の具体的方法
- ⑤ 会期及び会場
- ⑥ 参加範囲
- ⑦ 参加資格
- ⑧ 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)
- ⑨ 表彰方法(賞品及びその寄贈者なども含む)
- ⑩ 参加料
- ⑪ 経費区分
- ⑫ 入場料金(単価と発行枚数)
- ⑬ その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

<注意事項および作成要領>

1. 競技会開催日の前々月の末日までに、日本協会に申請書をメールにて提出してください。(書式2)
2. 申請は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟団体規則第12条に記載のある各種の連盟以外からの申請は受け付けできません(新聞社、テレビ局、代理店等からの申請は不可)。
3. 本協会が主催する競技会の都道府県大会(地域大会)は、申請不要です。
4. 原則として、申請料は後日、日本協会から請求し、毎月の都道府県サッカー協会との決裁システムの中での相殺となります。また、一度申請した競技会が中止になった場合でも、申請料のご返金は致しませんのでご了承下さい。
5. 競技会規則第8条により、本協会の承認を得ずに有料競技会を開催した団体は、処分の対象となります。

すのでご注意ください。

6. すでに承認を得た競技会開催について、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに本協会に届け出て承認を得てください。
7. Jリーグのプレシーズンマッチについては、Jリーグの規程に従ってください。

## 2) 開催許可

関係規程…競技会規則第 10 条

第 10 条 前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会(又は規律・フェアプレー委員会)が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

1. 本協会は、競技会承認後にその旨を通知します。
2. 本協会の承認前に、競技会開催について発表を行ったり、入場券を販売しないでください。

## 3) 報告および納付金

関係規程…競技会規則第 15 条[報告義務]

第 15 条[報告義務]

主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

### <注意事項および作成要領>

1. 別紙の書式を参考に報告書を作成してください。(書式4)
2. 大会プログラム等がある場合は添付してください。

## 2. 国際競技会

### 関係規程・・・競技会規則第 19 条 [国際競技会の開催の制限]

#### 第 19 条 [国際競技会の開催の制限]

国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

→この規定は FIFA(国際サッカー連盟)が定める下記の条文を基に成り立っています。

基本規定第 53 条 4 項「加盟協会は、他の加盟協会の管轄内で当該協会の同意なしで試合を行えない」

基本規定準拠に係わる規約第 9 条 1 項並びに 2 項「異なる協会に所属するチーム同士のインタークラブ及びインターリーグ戦は、関係する協会の正式な承認を受けなければ、行なうことができない。協会はその協会規約の中に、クラブはいつまでに協会の承認を受けなければならないか、また、このルールを違反した場合の罰則を規定する条項をつくらなければならない」、「協会はその管轄内で運営されプレーされるとわかっている全ての試合について、また、その管轄内で行なわれるが、許可が求められていなかったり、与えられなかったりする試合について、関係する先方の協会に通知する」

つまり、その国に於けるサッカーを統括する協会は、カテゴリーの如何に拘わらず、全ての国際試合に対して責任を持ち、尚且つ来日海外チームが所属する協会への通知義務を負っています。

更には協会の許可なく国際試合を挙行了た場合は、処罰の対象となります。

### 関係規程・・・競技会規則第 20 条 [本協会以外の団体による国際競技会]

#### 第 20 条 [本協会以外の団体による国際競技会]

本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえで、これを承認することができる。

2. 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。

3. 本協会が FIFA 及び大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

本協会が国際試合を承認するという事は、トラブルが発生した場合の責任の所在を明確にするためであり、各都道府県協会に於いても、登録チームが開催する国際試合の把握に努めて下さい。

＜注意事項及び作成要領＞

1. 競技会開催日の前々月の末日までに、日本協会に申請書をメールにて提出してください。(書式 2)
2. 練習試合については、上記規程により基本的に申請は必要ですが、例外的に申請不要となる場合(例:通常プレーしていないシニアのチーム、来日後急遽アレンジされ、積極的な集客活動を行なわない試合など)もありますので、別紙練習試合の開催通知フォームにて、試合の実施が決定次第、本会へご連絡ください。申請の要・不要を検討し、追って回答致します。
3. 主催者(都道府県サッカー協会、または地域協会)以外からの申請は受け付けません。
4. 競技会規則第 9 条(前述)に定めた書類を添付してください。  
原則として、申請料は後日、日本協会から請求し、毎月の都道府県サッカー協会との決裁システム内での相殺となります。同一チームが複数の都道府県サッカー協会をまたがって実施する場合は、全ての都道府県サッカー協会からの申請が必要となります。については、試合実施が決定次第、他の都道府県での試合の有無をご確認され、申請料については、当該都道府県サッカー協会で分割し、お支払い下さい。
5. 競技会規則第 9 条により、本協会の承認を得ずに国際競技会を実施した場合は、罰金等の処分の対象となりますので、ご注意ください。
6. Jリーグのプレシーズンマッチについては、Jリーグの規定に従ってください。
7. すでに承認を得た競技会開催について、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに本協会に届け出て承認を受けてください。
8. 競技会終了後の報告は、国内有料競技会と同様にお願いします。

### 3. 名義使用[名義主催/名義後援 他]

＜注意事項および作成要領＞

1. 競技会開催日の前々月の末日までに、日本協会に申請書をメールにて提出してください。(書式 2)
2. 名義使用の承認の可否は理事会が決定します。本協会が名義使用を許可する条件は以下の通りです。
  - (ア) 申請者は都道府県協会、地域協会、または各連盟であり、それぞれが主体性をもって開催する競技会であること。
  - (イ) 競技会の名称に「全日本」または「全国」が入っていないこと。
  - (ウ) プログラム等を印刷する場合は、それに要する日数も考慮して申請をしてください。  
※許可文書を受領するまでは、名義主催、名義後援等をプログラム等に印刷しないでください。
  - (エ) 名義主催、名義後援は許可文書に明記された大会に限られてきますので、引き続き名義を使用する場合は、毎回その都度申請をしておこなってください。
  - (オ) すでに承認を得た競技会開催に際して、申請事項に変更が生じた場合は速やかに本協会に届け出て承認を受けてください。(書式3)
  - (カ) 競技会終了後1ヶ月以内に報告書を提出してください。
  - (キ) 本協会が名義主催となる有料競技会においても、基本規程第 128 条の規定により所定額をお支払いください。
  - (ク) 名義主催の他に、本協会会長名の賞状の交付を受けるときは、賞状に記載する文案を添えて、別

途申請してください。

なお、賞状用紙への墨書きは申請者側でお願いします。

(ケ) その他不明な点は、本協会 競技運営部までお問い合わせください。

以上

競技会開催に関する問い合わせ・申請書提出先

競技運営部 担当： 田原

TEL: 03-3830-1809 mail: kyougikaisai@jfa.or.jp